

指定管理者制度導入施設令和2年度決算資料

施設名 鳴門市文化会館（撫養町南浜字東浜24番地7）	担当	文化交流推進課
----------------------------	----	---------

1. 指定管理の状況

(1) 指定管理者

【団体名】 株式会社よしもとデベロップメンツ
 【代表者名】 代表取締役 神谷 信広
 【所在地】 大阪府中央区難波千日前1-1-6号

(2) 指定期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日（1年間）

(3) 指定管理の内容

- ①文化事業の実施に関する業務
- ②ホール、展示室、会議室その他の施設の利用に関する業務
- ③その他会館の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務
- ④施設及び設備の維持管理に関する業務
- ⑤前各号に掲げる事業に付帯する業務
- ⑥その他市長が必要と認める業務

2. 指定管理者事業報告書概要

(1) 管理業務の実施状況

- ①開館日数： 年間309日
- ②管理体制： 館長1人、事業責任者1人、事務所職員2人、舞台スタッフ2人、施設管理職員2人の計8人体制で管理運営業務を実施した。
- ③業務実施状況： 文化会館の利用促進にむけた周知広報を行いながら、効率的な貸館業務を実施した。また、定期的な保守点検により施設維持管理に努めたほか、防火防災訓練を2回実施し災害にも備えた。その他、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、自主事業を実施した。

④利用サービス向上への取り組み：

①新型コロナウイルス感染防止対策：利用者と主催者に対して感染防止対策を求める「鳴門市文化会館のご利用に関する確認事項」及び「施設の一部利用制限について」をホームページに掲載。②広報策：電子媒体による情報発信（Facebook・Instagram・Twitter）のほか、紙媒体での広報としてチラシやポスターの制作や新聞広告・フリーペーパーへの情報提供。③名誉館長の就任：名誉館長に石田靖氏を引き続き起用し、休館前記念イベントに出演。

(2) 利用等の状況

	大ホール	会議室・展示室	リハーサル室	計
利用件数（回）	76	132	41	249
利用者数（人）	21,262	2,395	39	23,696

(3) 利用料金収入の状況

（単位：円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
施設利用料	△ 3,716	△ 847,019	△ 2,017,510	△ 650,901	865,275	231,870	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設利用料	892,170	998,868	579,290	1,942,286	525,201	957,586	
							合計
							3,473,400

4. 管理運営状況について

開館日数	導入前	295日	開館時間	導入前	9時～22時 (催しにより早朝・延長あり)
	H29	308日		H29	9時～22時 (催しにより早朝・延長あり)
	H30	308日		H30	9時～22時 (催しにより早朝・延長あり)
	R1	309日		R1	9時～22時 (催しにより早朝・延長あり)
	R2	309日		R2	9時～22時 (催しにより早朝・延長あり)
利用者 (件) 数及び 施設使用 者(件)数	H28	ホール 213件 114,933人 リハーサル室 286件 5,027人 展示室・特別会議室 161件 1,635人	モニタリング 評価結果	評価 (A～C)	B
	H29	ホール 206件 134,741人 リハーサル室 283件 3,478人 展示室・特別会議室 124件 799人		施設所管課 所見	
	H30	ホール 210件 137,989人 リハーサル室 240件 2,613人 展示室・特別会議室 143件 1,148人		履行確認 (*1)	
	R1	ホール 167件 97,244人 リハーサル室 154件 1,601人 展示室・特別会議室 135件 2,154人		施設、設備の点検、管理や警備、清掃など適切に行っている。	
	R2	ホール 76件 21,262人 リハーサル室 41件 39人 展示室・特別会議室 132件 2,395人		サービス水準 (*2)	
				利用者の利便性向上や活性化事業を積極的に展開し、会館の活性化に努めた。	
				安定性評価 (*3)	
				指定管理の経理と団体の経理を区分して適切に管理している。	
利用料金及び使用料収入について	新型コロナウイルスの影響を大きく受け、ホールのイベントが軒並みキャンセルとなり、例年と比較し、利用料金収入が大幅な減収となった。				
利用サービス向上策	指定期間共通	イベント興行者への情報発信を行うことで、利用者の増加に努めた。主催者、来場者の声を聴くためにアンケートを実施し、環境改善に努めた。館の管理運営については、舞台を含む館内修繕及び館外修繕について担当課と協議しながら実施し、適切な維持管理と利用者の利便性向上に努めた。			
	H29	ホームページに貸館状況及び公演情報を掲載し利用促進に努めたほか、事務所前やロビーに公演情報や市主催事業の掲示コーナーを設置し、施設利用の活性化、貸館利用促進を図った。また電子媒体による情報発信のほか、チラシやポスターを関連施設等に配布し、集客に努めた。			
	H30	インスタグラムのアカウントを開設し、ツイッター、フェイスブックとともに公演情報等の掲載や、文化会館の外観・内観の印象的な写真を投稿し会館の魅力発信に努めた。また、ホームページに車いす来場者への案内ページを作成するなど、利用者が安心感をもって来館できるよう情報発信している。			
	R1	貸館状況がホームページ上で確認できるだけでなく、施設利用団体の公演情報の掲載や、スタッフブログによるリアルタイムの情報発信を実施。県外(淡路島全島配布のチラシ広告への掲載等)でも情報を発信し、利用拡大に努めた。			
	R2	コロナ禍における会館利用ルールとして、利用申請時に「鳴門市文化会館の利用に関する確認事項」の書面を発行したり、主催者側とコロナ対策のための順守事項を事前打ち合わせするなど、利用者が安心して会館を利用いただけるよう努めた。			

*評価(A～C)の定義

- A・・・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である。
- B・・・協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。
- C・・・協定書等を遵守しているものの、内容の一部に課題がある、または改善の必要な内容である。

*施設所管課 所見

- (*1) 履行確認・・・協定書や仕様書等に定められた事業や業務等の履行状況の確認を行います。
- (*2) サービス水準・・・どの程度の水準のサービスを提供しているのかについて測定・評価します。
- (*3) 安定性評価・・・サービス提供の継続性・安定性について収支状況や事業計画と実績との比較等により確認・評価を行います。